

ご存じですか？

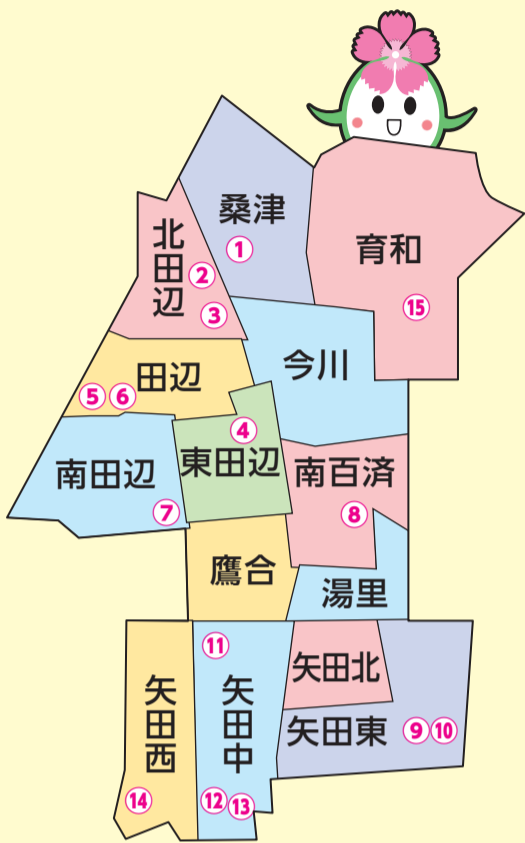
子どもの居場所



子どもの居場所は、子ども食堂や学習支援、遊びなどの活動を通じて、子どもたちが安心して安全に過ごすことができる身近な場として、NPO法人、地域の団体、個人などが運営しています。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期に及んでいますが、会食をお弁当や食品の配付にかえて活動を続けているところもあります。

東住吉区役所は「子どもが輝き、みんながしあわせなまち」の実現に向けたまちづくりを進めており、平成30年度から「子どもの居場所ネットワーク事業」を実施しています。



①あそびのてらこや ハートフレンド



3月のお楽しみ会。子どもたちによるクイズや手品の出し物の様子です。

②きたたなべ子ども食堂



現在は、お弁当を配付しています。レトルト食品等を無料で提供している日もあります。

③たけとんぼ子ども食堂



子どもから高齢者まで、毎回大人気で列ができています！

④東田辺子どもなかよし食堂



こども食堂は休止中。かわりにレトルト食品等の配付(一世帯100円)を続けています。

⑤⑥ヨリドコピンポン(こども食堂・学習)



お弁当ができるまで、iPadを使って自主学習。つつい長居してしまいます。

⑧南百ふれあい食堂



一人ひとりに声を掛けながらお弁当を渡しています。(対象は南百済小学校在校生のみ)

⑨矢田中学校 寺子屋食堂



フードバンクからの支援食品を配付しています(どなたでも)。希望者は学校まで連絡ください！

⑪子どもひまわり食堂



夏休み！この日は、おにぎりセットを配りました。

⑮わしんこども食堂



東住吉区住みます芸人のアンビジャスも応援！

東住吉区内 子どもの居場所一覧 (掲載不可団体を除く) (順不同)

※場所や時間の変更、予約が必要な場合もありますので、参加をご希望される場合は事前に一覧表の連絡先にお問合せください。

名称	実施場所	開催日時	参加費用	連絡先
①あそびのてらこや ハートフレンド	桑津5-13-13	第3土曜 10:00~	年会費2,000円(10回)	06-6719-6055
②きたたなべ子ども食堂	北田辺4-23-2	第3金曜 18:00~	こども100円/大人200円	区役所までお問合せください
③たけとんぼ子ども食堂	北田辺6-2-20	第1月曜 17:00~	こども100円/大人300円	090-8934-6312
④東田辺子どもなかよし食堂	駒川4-10-5	第2水曜 16:30~	こども無料/大人300円	06-6608-7621
⑤ヨリドコピンポン(こども食堂)	山坂2-11-4	月・水・金 16:00~	こども100円/大人200円	080-9758-2600
⑥ヨリドコピンポン(学習)※1		火曜 18:00~ 土曜 15:00~	無料	
⑦ヨリドコピンポン(こども食堂)	南田辺5-21	月1回土曜 12:00~	こども100円/大人200円	
⑧南百ふれあい食堂	針中野4-12-39	第3土曜 12:30~	こども無料/大人300円	080-6185-8918
⑨矢田中学校 寺子屋食堂※2	住道矢田9-7-55 矢田中学校内	第3土曜 12:00~	無料	06-6702-5775
⑩矢田中学校 土曜寺子屋(学習)※2		第3土曜 10:00~	※行事により変更あり	
⑪子どもひまわり食堂	矢田3-8-7	不定期	こども無料/大人200円	区役所までお問合せください
⑫やたちいき「子ども食堂」※3	矢田5-13-9	第4木曜 18:00~	小学生・中学生100円	06-6606-6606
⑬やたちいき「キッズモーニング」※3		第1火曜 7:30~	無料	
⑭カレー食堂※4	公園南矢田3-18-8	不定期 17:00~	こども無料/大人300円	区役所までお問合せください
⑮わしんこども食堂	杭全7-8-31	第2土曜 11:30~	幼児無料/小学生100円/中学生以上300円	06-7710-1080

※1 対象は小学生・中学生 ※2 対象は矢田中学校在校生のみ ※3 対象はやたな小中一貫校在校生のみ ※4 対象は矢田西小学校区の方のみ

問合せ 保健福祉課(子育て支援)2階(28)番 ☎06-4399-9885・9889 / 東住吉区社会福祉協議会 ☎06-6622-6611

子どもの居場所を応援してください！

●食材を寄付する

区役所で月に一回フードドライブを実施しています。詳しくは4面をご覧ください。

●消耗品を寄付する

●ボランティアとして活動する

●金銭的支援をする

等、さまざまな支援方法があります。



区長の部屋

東住吉区長
塩屋 幸男



高校生であった50年近く前、「現代国語」の教科書に「『である』ことと『する』こと」という奇妙な表題の文章があったことをなぜか鮮明に覚えています。

債権者「である」という立場に安住していて、請求「する」行為をしないと、時効で債権を失ってしまうことがあるように、権利の上に眠る者は法律の保護に値しないという理論が示されて展開していく文章でした。自由や民主主義、基本的人権なども同じであるといった趣旨であったように記憶しています。

先人たちのおかげで今日の社会生活を享受している者として、権利の上に眠ってしまわないように、多少面倒なことや労力が必要なことでも、やるべきことを「する」ことが大事であると思います。

選挙で投票することも、そのような大事な行為の一つであると思っています。この秋に行われる総選挙についても、投票所は万全の感染対策を行って運営いたしますので、安心してお越しくださいと存じます。

